

廃 対 第 3 5 号
令和 3 年 5 月 1 2 日

関係機関（団体）の長
各市町村廃棄物行政担当部局長
各土木事務所長

殿

奈良県水循環・森林・景観環境部
廃棄物対策課長
(公 印 省 略)

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の周知について（依頼）

平素は、産業廃棄物対策行政について、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
標記の件について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の規定に基づき、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならないものとされているとともに、同条第7項の規定に基づき、当該管理票に関する報告書を作成し、これを県知事宛て提出しなければならないこととされております。

つきましては、産業廃棄物を排出している事業者に対し、下記の産業廃棄物管理票交付状況報告書の提出について、周知していただきますようお願いします。

記

- 1 対象者 産業廃棄物を生ずる事業場が奈良県内（奈良市を除く）にあり、マニフェストを交付した事業者
電子マニフェスト利用分についての報告は不要。
電子マニフェスト：同法第12条の5に規定する電子情報処理組織を使用した産業廃棄物管理票
- 2 提出物 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和2年度）
- 3 提出期限 令和3年6月30日（水）
- 4 提出先 奈良県景観・環境総合センター

※ 産業廃棄物を生ずる事業場^(注)が奈良市内の場合は、奈良市廃棄物対策課へ提出することとなりますので、ご注意願います。

^(注) 産業廃棄物を生ずる事業場とは、事業活動に伴い産業廃棄物を発生する工場や医療機関等の事業場を指し、二次マニフェストを交付する中間処理施設も該当します。なお、建設業においては、建設工事、解体工事、改修工事等を行う場所が該当します。

- 5 提出方法 ①電子申請システム e 古都なら (<http://www.egov-nara.jp/e-kotonara/>) による提出
②産業廃棄物管理票交付等状況報告書（別添様式参照）に記入のうえ提出（郵送可）
※控えが必要な方は、正副2部（副本は複写可）と切手を貼った返信用封筒を郵送していただければ、受付印押印後に返送します。



【提出先・お問合せ先】
〒633-0062 桜井市粟殿1000
奈良県景観・環境総合センター 審査係
電話：0744-47-3805

【お問合せ先】
〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県水循環・森林・景観環境部 廃棄物対策課
産業廃棄物第一係 電話：0742-27-7022

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の記入手引き

（1）報告者（報告書提出対象者）

- ・産業廃棄物を生ずる事業場（注）が奈良県内（奈良市を除く）にあり、マニフェストを交付した事業者に報告書の作成及び提出の義務があります。

（注）産業廃棄物を生ずる事業場とは、事業活動に伴い産業廃棄物を発生する工場や医療機関等の事業場を指し、二次マニフェストを交付する中間処理施設も該当します。なお、建設業においては、建設工事、解体工事、改修工事等を行う場所が該当します。

- ・報告内容は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間の交付状況です。
- ・電子マニフェスト利用分は、報告する必要はありません。

（2）事業場の名称

- ・支社、支店、営業所等、排出事業所単位での名称を記入してください。
- ・建設工事、解体工事については、現場を管轄する支社、支店、営業所の単位でまとめてください。

（3）業種 ※（別紙1参照）

- ・日本標準産業大・中分類一覧より選択してください。
- ・複数の業種を営む場合は、主要業種で報告してください（業種ごとに分けて也可）。
- ・漢字記入欄は、日本標準産業分類の中分類を記入してください。

（4）事業場の所在地

- ・産業廃棄物を生ずる事業場が奈良市内の場合は、奈良市廃棄物対策課へ報告書を提出することとなりますので、ご注意願います。

（5）産業廃棄物の種類 ※（別紙2参照）

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条に規定する種類で記入してください。
- ・同種類の産業廃棄物でも運搬又は処分する委託業者が異なる場合は、別行に記入してください。
- ・同施行令第2条の4に規定された特別管理産業廃棄物の場合は、その旨を記入し、通常の産業廃棄物と分けて、別行で記入してください。
- ・石綿含有産業廃棄物・水銀含有ばいじんの場合は、その旨を記入し、各産業廃棄物の種類ごとに別行に記入してください

（6）排出量（単位：t） ※（別紙3参照）

- ・排出する際に体積表示としていた場合、重量表示に換算してください。
- ・独自の換算係数がない場合は、別添換算表を使用して換算してください。

（7）運搬受託者

- ・排出事業者（報告者）が直接処理契約を締結している収集運搬業者名を記入してください。（産業廃棄物処理委託契約書の収集運搬業者名）
- ・許可番号については、原則として、奈良県の許可番号を優先して記入してください。
(下6桁の記入のみでも可)

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

年度)

年 月 日

奈良県知事 殿

報告者

住所

氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、

年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	事業種				電話番号			
事業場の所在地	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の運許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
番号	産業廃棄物の種類							
1								
2								
3								
4								

備考

1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。

2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらのこと。

3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。

5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載すること。

6 各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。

7 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。

8 各事項について運搬を委託した場合又は受託者が再受託者に記入すること。

【記入例】

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和2年度）

奈良県知事 殿

令和3年 4月 1日

手引き（4）
事業場が奈良市内の場合は、提出先は奈良市長になります。

報告者

住所 奈良市登大路町30

氏名 株式会社奈良建設 代表取締役 奈良 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

手引き（5）
産業廃棄物の種類を記載します。
同じ種類でも、処理業者が異なる場合は、それぞれ分けて記入します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和2年度の産業廃棄物届出を提出します。

事業場の所在地 五條市本町 3-1-13

事業場番号	事業場の名称	株式会社奈良建設	五條営業所	業種	電話番号	0742-27-8747	0747-22-3051	総合工事業
1	産業廃棄物の種類 廃プラスチック類	排出量(t) 1	管理票の交付枚数 1	運搬受託者の 運搬又は名称 許可番号 2900000000	運搬先の住所 奈良県大和郡山 市○○○	運搬受託者の 運搬又は名称 許可番号 2920000000	運搬先の住所 郡山環境保全有限 会社	運搬受託者の 運搬又は名称 許可番号 2930000000
2	がれき類	15	4	有限会社桜井産 廃運送	奈良県桜井市○ ○○	吉野環境保全株式 会社	奈良県吉野郡下市 町新庄15-3	高田産廃運送株 式会社
3	廃油	1	1	高田産廃運送株 式会社 生駒運送株式 会社	奈良県大和高田 市○○○	生駒環境保全株式 会社	2920000000	奈良県生駒市○ ○○
4	手引き（6） トンで記入します。							

備考

この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。

1 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの中の事業場を1事業場として記入する。
2 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入する。
3 産業廃棄物分類の中分類を記入する。
4 稽管を行っている場合

5 産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載する。
6 各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に係るものである場合には記入する。
7 区間を区切って運搬を行った場合には、区間ごと運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

手引き（3）
日本標準産業大・中分類一覧より選択して記入します。

手引き（8）
産業廃棄物の運搬先を記入します。

手引き（10）
「運搬先の住所」と同一の場合は、記入不要です。（通常は記入不要）

日本標準産業大・中分類一覧(平成25年10月改訂版)

大分類	中分類
A 農業、林業	0 1 農業 0 2 林業
B 漁業	0 3 漁業(水産養殖業を除く) 0 4 水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0 5 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	0 6 総合工事業 0 7 職別工事業(設備工事業を除く) 0 8 設備工事業
E 製造業	0 9 食料品製造業 1 0 飲料・たばこ・飼料製造業 1 1 織維工業 1 2 木材・木製品製造業(家具を除く) 1 3 家具・装備品製造業 1 4 パルプ・紙・紙加工品製造業 1 5 印刷・同関連業 1 6 化学工業 1 7 石油製品・石炭製品製造業 1 8 プラスチック製品製造業(別掲を除く) 1 9 ゴム製品製造業 2 0 なめし革・同製品・毛皮製造業 2 1 黒業・土石製品製造業 2 2 鉄鋼業 2 3 非鉄金属製造業 2 4 金属製品製造業 2 5 はん用機械器具製造業 2 6 生産用機械器具製造業 2 7 業務用機械器具製造業 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業 2 9 電気機械器具製造業 3 0 情報通信機械器具製造業 3 1 輸送用機械器具製造業 3 2 その他の製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3 3 電気業 3 4 ガス業 3 5 熱供給業 3 6 水道業
G 情報通信業	3 7 通信業 3 8 放送業 3 9 情報サービス業 4 0 インターネット付随サービス業 4 1 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	4 2 鉄道業 4 3 道路旅客運送業 4 4 道路貨物運送業 4 5 水運業 4 6 航空運輸業 4 7 倉庫業 4 8 運輸に附帯するサービス業 4 9 郵便業(信書便事業を含む)

別紙2

廃棄物等分類表(その1)

1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物等は、2. 特別管理産業廃棄物の分類表をご参照ください。

分類番号	産業廃棄物の種類	具 体 例		
010	燃え殻	焼却灰	灰かす、石炭がら、廃棄物焼却灰、炉清掃掃出物、コークス灰、重油燃焼灰等	
		廃活性炭・廃カーボン		
262	汚泥(泥状のもの)	水銀含有ばいじん等		
020		有機性汚泥	製紙スラッジ、ビルピット汚泥(し尿の混入しているものを除く)、洗毛汚泥、消化汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、糊かす、つるしかす等	
		下水汚泥		
		無機性汚泥	中和沈でん汚泥、凝集沈でん汚泥、めっき汚泥、砕石スラッジ、キラ、カーバイドかす、石炭かす、ソーダ灰かす、ポンテかす、塩水マッド、廃ソリト、不良セメント、不養生コンクリート、廃触媒、タルクかす、柚葉かす、けい藻土かす、活性炭かす、各種スカム(油性スカムを除く)、廃脱硫剤、二カワカす、脱硫いおう、ガラス・タイル研磨かす、バフくず、廃サンドプラスチ(塗料かすを含むものに限る)、スケール、スライム残さ、排煙脱硫石こう、赤泥、転写紙かす等	
		建設汚泥(残土を除く)	建設高含水率汚泥、ペントナイト汚泥等	
263		上水汚泥		
030	廃油	水銀含有ばいじん等		
		一般廃油	潤滑油系廃油(スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、焼入油、ターピン油、マシン油、エンジン油、グリース等)、切削油系廃油(水溶性、不水溶性)、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油(灯油、軽油、重油等)等	
		動植物性油	魚油、鯨油、なたね油、やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂等	
		廃溶剤類	(シンナー、ベンゼン、トルエン、トリクロロエチレン、バーコロルエチレン、アルコール等)	
040	廃酸	固形油	タールピッチ類(タールピッチ、アスファルト、ワックス、ろう、パラフィン等)等	
		油でい	洗車スラッジ(廃油と汚泥の混合物)、タンクスラッジ、油性スカム等	
		廃酸	無機廃酸(硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、スルファミン酸、ホウ酸等)、有機廃酸(ギ酸、酢酸、ショウ酸、酒石酸、クエン酸等)、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、エッティング廃液、染色廃液(漂白浸せき工程、染色工程)、クロメート廃液等	
264	廃アルカリ	写真定着廃液	写真漂白廃液	
265		水銀含有ばいじん等		
050		廃アルカリ	洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカリ性めっき廃液、金属石けん廃液、廃ソーダ液、ドロマイト廃液、アンモニア廃液、染色廃液(精練工程、シルケット工程)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、か性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、けい酸ソーダ廃液、か性カリ廃液等	
243	廃プラスチック類	写真現像廃液	写真現像廃液	
060		水銀含有ばいじん等		
060		F R P		
		熱可塑性プラスチック		
		熱硬化性樹脂		
		プラスチック製品くず	廃ベークライト(プリント基板等)、各種合成樹脂系包装材料のくず、廃スチロール(発泡スチロールを含む)、廃農業用フィルム、廃写真フィルム、廃合成建材(タイル、断熱材、合成木材、防音材等)、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、塗料かす、接着剤かす等	
		合成ゴム	ライニングくず等	
		合成繊維	合成繊維くず(ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む)等	
243		廃タイヤ(大型車)		
		廃タイヤ(普通・小型車)		
070	紙くず ^{※1}	石綿含有産業廃棄物(非飛散性)		
		紙くず	印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等	
080	木くず ^{※2}	木くず	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材(工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む)、木材、木製品製造業等関係の廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、物品販賣業に係る廃木製家具類等	
090		パレット	貨物の流通に係る木製パレット	
繊維くず ^{※3}	繊維くず	畳、じゅうたん、木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、建設現場から排出される繊維くず、ロープ等		
	100		動物性残さ ^{※4}	魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ、瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら、羽毛等
			植物性残さ	ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぶんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くす、葉草かす、油かす等

※印の種類は、特定の事業活動に伴うものです。

- ※1紙くず
 - ①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、②パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る)に係るもの、③出版業(印刷出版を行うものに限る)に係るもの、④製本業及び印刷物加工業に係るもの、⑤PCBが塗布され、又は染み込んだもの
- ※2木くず
 - ①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、②木材又は木製品製造業(家具の製造業を含む)に係るもの、③パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品販賣業に係るもの、④貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む)、⑤PCBが塗布されたもの
- ※3繊維くず
 - ①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、②繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係る天然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック類)、③PCBが塗布されたもの
- ※4動物性残さ
 - 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(魚市場、飲食店等から排出される動物性残さ又は厨芥類は事業活動に伴って生じた一般廃棄物)

(別紙3)

産業廃棄物の体積から重量への換算表（参考値）

産業廃棄物の種類		換算係数
1	燃え殻	1. 14
2	汚泥	1. 10
3	廃油	0. 90
4	廃酸	1. 25
5	廃アルカリ	1. 13
6	廃プラスチック類	0. 35
7	紙くず	0. 30
8	木くず	0. 55
9	繊維くず	0. 12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1. 00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1. 00
12	ゴムくず	0. 52
13	金属くず	1. 13
14	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1. 00
15	鉱さい	1. 93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1. 48
17	動物のふん尿	1. 00
18	動物の死体	1. 00
19	ばいじん	1. 26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1. 00
21	建設混合廃棄物	0. 26
22	廃電気機械器具	1. 00
23	感染性産業廃棄物	0. 30
24	廃石綿等	0. 30
25	廃水銀等（処分するために処理したものを含む）	13. 57

【注1】上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/m³）。

【注2】この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

【注3】特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物、廃石綿等及び廃水銀等以外については、それぞれ1～19に該当する品目の換算係数に準拠。

【注4】「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

産業廃棄物の処理を委託されている皆様へ

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書について

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付者は、毎年6月30日までに、前年度の1年間に交付したマニフェストに関して、排出事業場毎に「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成し、都道府県知事又は政令市長に提出しなければなりません。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)とは

産業廃棄物の処分を委託する際、産業廃棄物の排出、収集運搬、処分の各段階で排出事業者、収集運搬業者、処分業者が産業廃棄物の受け渡しを確認するための伝票で、排出事業者に交付の義務があります。(廃棄物処理法第12条の3第1項)



マニフェストを交付した排出事業者は、交付枚数や排出量の多少に関わらず、1年間の交付状況を取りまとめ、都道府県知事又は政令市長に報告しなければなりません。(廃棄物処理法第12条の3第7項)

対象者

産業廃棄物を生ずる事業場が奈良県内(奈良市を除く)にあり、マニフェストを交付した事業者

電子マニフェストの利用分についての報告は不要

※ 電子マニフェストについては、JWNET((公財)日本産業廃棄物処理振興センター運営)をご覧ください。
<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/top.html>

報告内容

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間のマニフェスト交付状況

提出期限

令和3年6月30日

提出先・お問合せ先

〒633-0062 桜井市栗殿1000
おおとの

奈良県景観・環境総合センター 電話：0744-47-3805

※ 産業廃棄物を生ずる事業場(注)が奈良市内の場合は、奈良市廃棄物対策課へ提出することとなりますので、ご注意願います。

(注) 産業廃棄物を生ずる事業場とは、事業活動に伴い産業廃棄物を発生する工場や医療機関等の事業場を指し、二次マニフェストを交付する中間処理施設も該当します。なお、建設業においては、建設工事、解体工事、改修工事等を行う場所が該当します。

記入の手引きを始め、報告様式、記入例等については、下記の奈良県廃棄物対策課ホームページに掲載していますので、報告書作成時にご利用ください。

<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12644>

(e古都ならによる電子申請もこのページからご利用できます)

※インターネットを利用できない事業者の方は、以下までご連絡ください。

【お問合せ先】

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県水循環・森林・景観環境部 廃棄物対策課 産業廃棄物第一係
電話：0742-27-7022